

市議会定例会提出議案（藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正）に同意
することについて

次のとおり藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正について
藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を改正する条例

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成3年藤沢市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「所長その他必要な職員を置く」を「必要な職員を置くことができる」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「野外体験教室」の次に「の宿泊施設」を加え、「承認(以下「使用承認」という。)」を「許可」に改め、同条第2項中「使用に支障のない範囲内において」を「使用のない日の使用について」に、「使用承認」を「前項の許可(以下「使用許可」という。)」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(休館日等)

第4条 野外体験教室の休館日及び入退館時間は、教育委員会規則で定める。

第6条を次のように改める。

(使用手続)

第6条 前条第1項の宿泊施設(以下単に「宿泊施設」という。)をこの市の区域内に存する小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部が使用する場合、この市が使用する場合及びこの市が共催し、又は後援する行事等のために使用する場合における使用の手続については、教育委員会が別に定める。

2 前項に規定する場合以外の場合において、宿泊施設の使用許可を受けようとするものは、別表に掲げる宿泊施設の区分に応じ、教育委員会が別に定める期間内に、教育委員会に申請しなければならない。

第7条を削る。

第8条の見出し中「使用承認」を「使用許可」に改め、同条中「野外体験教室の使用」を「宿泊施設を使用しようとするもの」に、「使用承認」を「使用許可」に改め、同条第2号中「施設」を「野外体験教室の施設」に改め、同条を第7条とする。

第9条（見出しを含む。）中「使用承認」を「使用許可」に、「野外体験教室」を「宿泊施設」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第9条 使用許可を受けたものは、指定管理者（第11条に規定する教育委員会が指定するものをいう。次条において同じ。）に別表に定める利用料金を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項に規定する学校が使用する場合又は学齢に達しない者が使用する場合は、支払うことを要しない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第10条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第11条を削り、第10条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 野外体験教室の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第12条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 宿泊施設の使用許可及びその取消しに関する業務

(2) 野外体験教室の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、野外体験教室の運営に関する事務のうち教育委員会のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第13条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条,第9条関係)

宿泊施設		部屋数	収容人数	利用料金(1人1泊につき)	
				学齢児童 学齢生徒	その他の者
本館(管理棟)	宿泊室	8	40	600円	1400円
宿泊棟	編笠山	6	42	400円	900円
	権現岳	6	42		
	西岳	6	42		
	赤岳	6	42		
	阿弥陀岳	6	42		
	横岳	6	42		
	硫黄岳	6	42		
	天狗岳	6	42		
テント		12	84	無料	無料

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条を削り、第10条の次に4条を加える改正規定(第13条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の野外体験教室の宿泊施設の使用に係る料金について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、八ヶ岳野外体験教室の管理の業務を指定管理者に行わせるほか、その宿泊施設の使用に係る料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。